# 地方財政論

第9回

佐藤主光(もとひろ)

# 講義の構成

• 狙い: 地方税制の特徴と課題を理解する

・トピック

• 税の経済学入門

• こんなところに地方税: 意外と身近な地方税

• 税源の偏在と不安定: 東京対地方

# 税の帰結

### 税は政治?

- 「税は政治そのもの」? ⇒帰結は経済そのもの
- 政治的に望ましくても、経済的に合理性に欠く税の経済的な 帰結は望ましくない⇒非効率・不公平
- □例∶消費税の軽減税率
- 税は政治の問題と割り切ることはできない!
- □経済学の視点=エビデンス・ロジック
- □政治の視点=選挙・既得権益への配慮



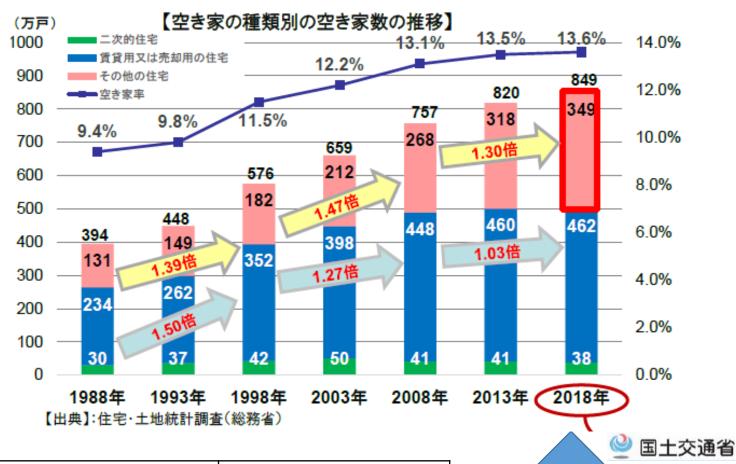
# 税の帰結

税目	要因	帰結	認識
固定資産税	小規模住宅への軽減 措置	<ul><li>✓「空き家」の放置</li><li>✓ 日本人の家は「うさぎ小屋」?</li></ul>	<ul><li>✓ 多死社会問題</li><li>✓ 日本の狭い国土</li></ul>
車体課税	自動車税と軽自動車税 で異なる課税基準	✓ 性能は同じでも軽自動車税が広く普及	✓ 軽自動車は地方の足・庶民 の味方
酒税	ビールと発泡酒で異な る税率	✓ ビールの低迷と発泡酒の普及	✓ 消費者のビール離れ
法人税	高い実効税率	<ul><li>✓ 内部留保の積み上げ</li><li>✓ リスクを取らない経営?</li></ul>	✓ 乏しい経営能力
所得税	配偶者控除	✓ 103万円が企業の配偶者手当の基準 に	✓ 税制上の壁はない ⇒「心理的」な壁?

### 小規模住宅への優遇措置

「空家等対策の推進に関する特別措置法」 (平成26年法律第127号)の規定に基づき、 市町村長が特定空家等(注1)の所有者等 に対して周辺の生活環境の保全を図るため に必要な措置をとることを勧告した場合は、 当該特定空家等に係る敷地について固定資 産税等の住宅用地特例の対象から除外す ることとする。

✓注1:周辺の生活環境の保全を図るために 放置することが不適切な状態にある空家等



区分		固定資産税	都市計画稅
小規模住宅用 地	住宅の敷地で住宅1戸 につき200m2まで	評価額×1/6	評価額X1/3
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸 につき200m <sup>2</sup> を超え、家屋 の床面積の10倍まで	評価額X1/3	評価額X2/3

### 参考:車体課税の概要

出所:経済産業省

①登録車と軽自動車で税額や課税方法が異なる。





取得段階

取得価格×3%

+エコカー 減税 自動車取得税 【都道府県税】

取得価格×2%

※消費税10%引上げ時(平成31年10月1日)に廃止→自動車税/軽自動車税に環境性能割が導入

保有段階

(車体重量(0,5トン毎)に応じ/年)

2,500円 (エコカー)

4,100円 (非エコカー)

5,700円 (13年経過車)

6,300円 (18年経過車)

+エコカー 減税

自動車重量税 【国税】

(定額/年)

2,500円 (エコカー)

3.300円 (非エコカー)

排気量に応じ (29,500円~ 111,000円)

自動車税 【都道府県税】 +グリーン 化特例

軽自動車税 【市町村税】

(定額/年)

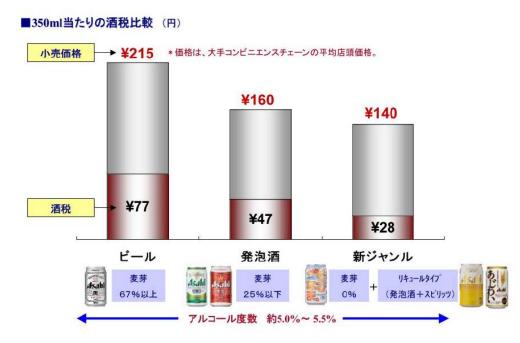
10,800円

### 酒税とビール

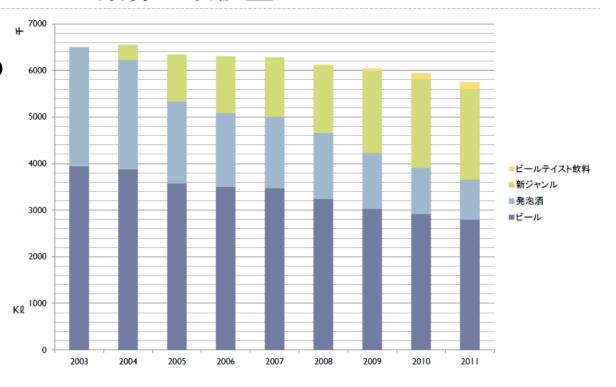
#### ビール税一本化、本格議論...政府・与党

政府・与党は今秋から始める2017年度税制改正の議論で、ビール類の酒税の見直しを進める方針だ。 ビール類の税額の55円程度への一本化や、ビールの定義拡大が主な論点。

毎日新聞2016年8月17日

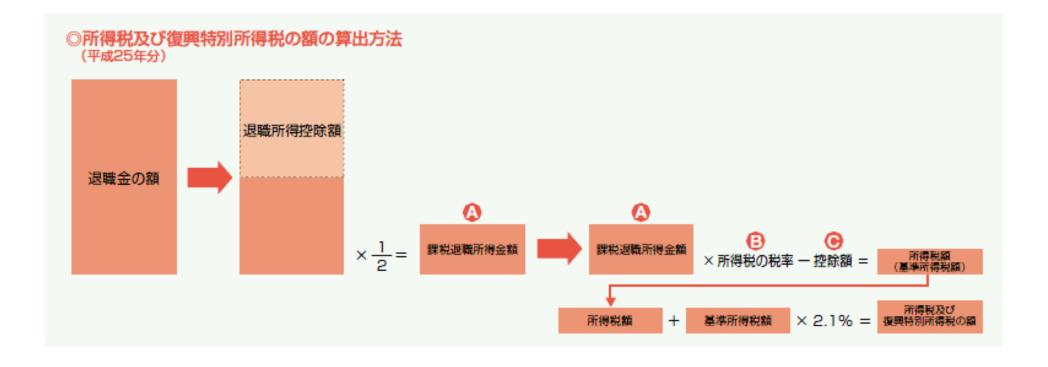


### ビール業界 取扱量



- 酒税率の違い
- ⇒ビールから発泡酒等への代替効果を誘発?

# 参考:退職金課税



勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

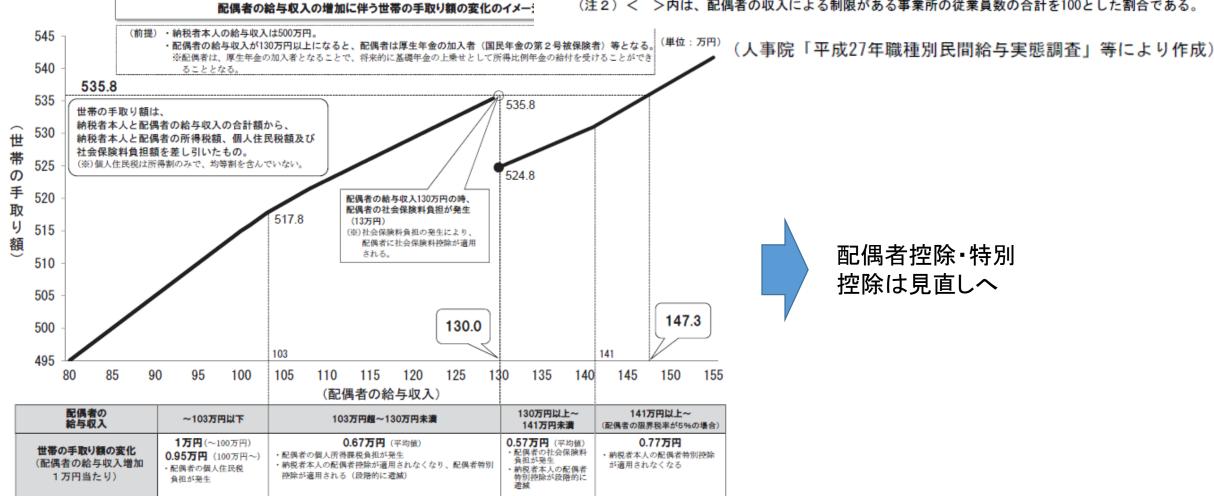
出所;国税庁HP

#### 配偶者の収入による制限の状況

# 参考:配偶者の就労への壁

配偶者の収入による制限が		収入制限の額		配偶者の収入による制限が
ある	130万円	103万円	その他	よる制限がない
[84. 9%]	<25. 8%>	<68. 8%>	<5. <b>4</b> %>	[15. 1%]

] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。 (注2) < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。



配偶者控除•特別 控除は見直しへ

出所:政府税制調査会資料

### 課税への反応

- 税に対する個人(経済主体)の反応は多層的
- ✓ 公共選択=課税の決定⇒有権者として反応
- ✓ 私的選択=課税下での経済活動の決定⇒納税者として反応

	納税者の反応	財政への影響	例
公共選択	課税の趣旨(社会連帯・ 応益性)への理解	考慮 ✓政府の予算制約(収支)を勘案	社会保障制度や将来世代のためにも消費税増税はやむを得ない
私的選択	自己利益を追求	考慮しない ✓自分の納税額と社会保障等公共 サービスをリンクさせない	掛け込み需要 課税逃れ(消費の抑制等)

#### 富裕層による課税強化に関する発言

- 1 アメリカ 「超高所得者層への甘やかしの停止」(ウォーレン・バフェットの手記)
  - 高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。
  - 所得100万ドル以上の高所得者(約24万人)に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化
  - 所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上(約8千人)の高所得者よりも高率の課税

(出典)「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times 8月14日)

- 2 フランス「我々に課税せよ」(リリアン・ベタンクール(ロレアル創業者の娘)等16人の嘆願)
- ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影響を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

(出典)「L'appel de très riches Français:"Taxez-nous!"」(Le Nouvelle Observateur 8月 25 日)

3 イタリア ルカ・ディ・モンテツェモロ(イタリア フェラーリ社長)の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月29日)

4 ドイツ 「財産税のための富裕層の集まり」(ドイツの富裕層から構成されるグループ)

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税 強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する5%の課税(2年間の時限措置)等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

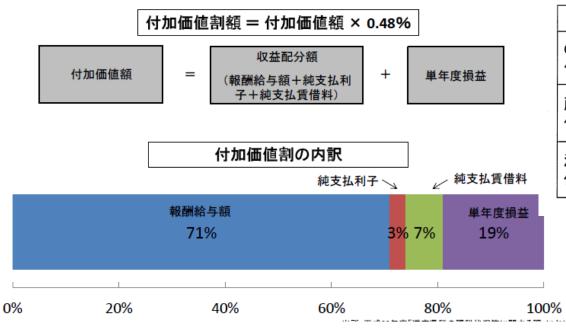
出所:税調「金融・経済危機を背景とした欧米諸国における議論」(平成23年11月8日)

## 仏「税率75%」避け富裕層脱出

- フランスのオランド政権は所得税の最高税率を75%に大幅に引き上げる 増税案を修正する方向で検討に入った。重い税負担を嫌って富裕層が外 国籍を取得する「国外脱出」が相次ぐうえ、違憲判決も下ったからだ。
- 昨年5月に発足したオランド政権は、富裕層から低所得者への所得再配分を掲げる。2013年からは2年間の時限措置で年収100万ユーロ(約1億1500万円)を超える個人の所得税率を、現行の約40%から一気に75%に引き上げる案を示した。
- 企業経営者や富裕層の多くが脱出先に選ぶのが隣国ベルギー。12年中 にベルギー国籍を申請したフランス人は126人と、前年から倍増した

日本経済新聞2013/1/9

### 外形標準課税



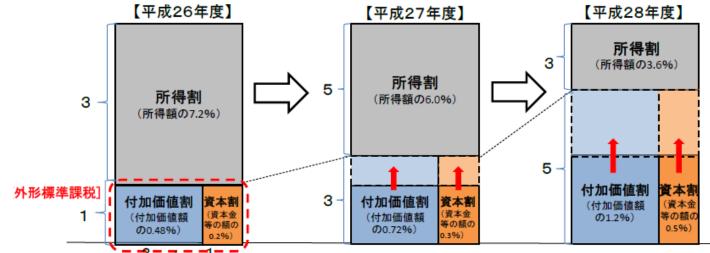
#### 付加価値税の種類

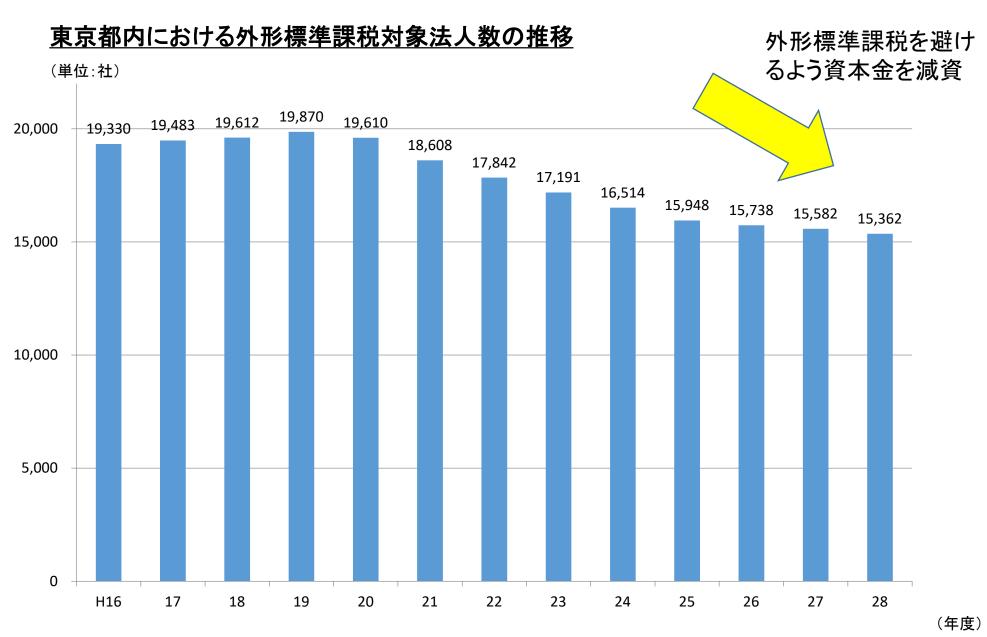
#### 付加価値税の種類

種 類	課税べー	ース
GNP型 付加価値税	売上額-仕入原材料額	賃金+利子+地代 +減価償却費+利潤
所得型 付加価値税	売上額-仕入原材料額-減価償却額	賃金+利子+地代+利潤
消費型 付加価値税	売上額-仕入原材料額-資本財購入額	賃金+利子+地代+減価償却費+ 利潤-設備投資

出所: 平成23年度「道府県税の課税状況等に関する調」における 課税対象額を基に作成

資本金1億円以上の大企業について 法人事業税を外形標準税化





注 平成16~28年度東京都税務統計年報より、資本金1億円超の普通法人(相互会社を含む)と外国法人を集計したもの。

出所:東京都税制調査会

# 地方法人課税と税源の偏在

## 東京対地方

- 地方法人課税の偏在是正?
- 経済財政運営と改革の基本方針2018「地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」
- 全国知事会平成30年7月26日)「地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている」といった「地方法人課税の意義や、大都市部及び地方部における行財政需要なども踏まえつつ」も「地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべき」

都、税の偏在是正対抗へ有識者会議 国の動きけん制

• 東京都は14日、税財政について話し合う有識者会議の初会合を開いた。都はこれまでの国の税制 改正で約6兆円分の税収が減ったと主張、2019年度税制改正でも追加措置がとられると警戒する。 今後始まる国の税制論議に向け、「大局観を持った本格的な議論」(小池百合子知事)を武器に対 抗する。

日本経済新聞(2018年6月14日)

### 地方税収に占める3都府県の割合(平成28年度決算額)

地方法人二税		東京 26. 4%		愛知 8.4%		その他 57.0%
地方消費税	東京 14.0%	大 7.:				その他 72.6%
地方税計	東京 17. 7%		大阪 7.2%	<b>愛知</b> 7.0% その他 68.1%		
(参考)						
人口	東京 10.6%	大阪 6.9%	<b>愛知</b> 5. 9%			その他 76.6%
県内総生産						
	東京 18.5		大阪 7.4%	愛知 7.0%		その他 67. 2%

出所:総務省

#### 地方法人特別税 • 譲与税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

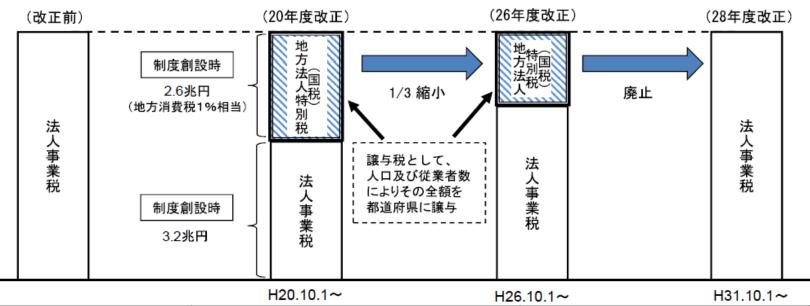


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

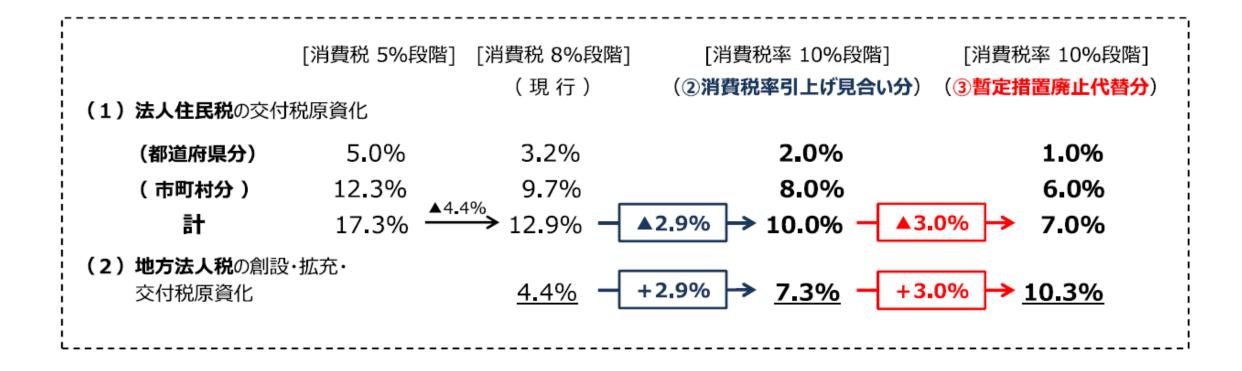
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



平成28年度	地方法人特別税	譲与税	増減
全国	1兆7776億円	1兆7776億円	0
東京都	4481億円	2327億円	2155億円

### 平成28年度税制改正の概要

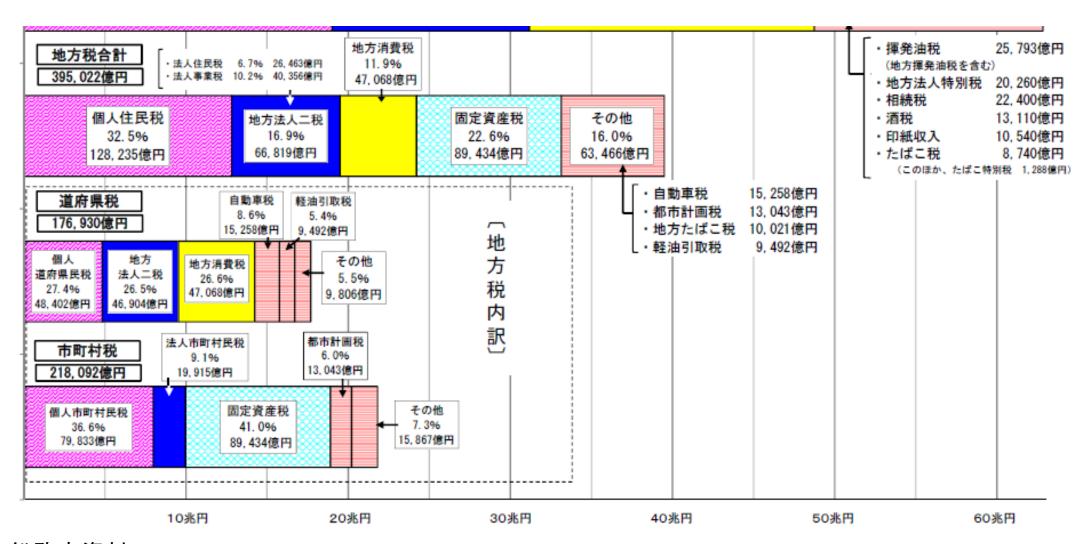
### 消費税率引上げ(8% → 10%)に伴う、法人住民税の交付税原資化



### 法人二税に偏った地方税体系

- 我が国の地方税制は法人課税に偏重⇒総じて経済に「優しくない」税制
- ▶ 法人税率は諸外国(OECD平均=約25%)に比べて高い(実効税率29.74%)
- □主に高くしているのは地方法人課税(国の法人税=23.2%)
- 地方法人課税の課題
- ▶ 対外的=国内立地企業の国際的競争力・我が国の立地競争力を阻害
- ▶ 対内的=一人当たり税収の地域間格差・税収の不安定
- 地方法人課税の見直し
- ▶ 地域間格差=法人二税の一部国税化
- 理念先行=応益課税としての地方法人課税
- 実態は高度成長型税制=課税ポイントとしての企業(法人税、所得税の源泉徴収)
- ✓ 「取りやすいところから取る」

## 地方税収の内訳(平成30年度地方財政計画ベース)



出所:総務省資料

#### 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

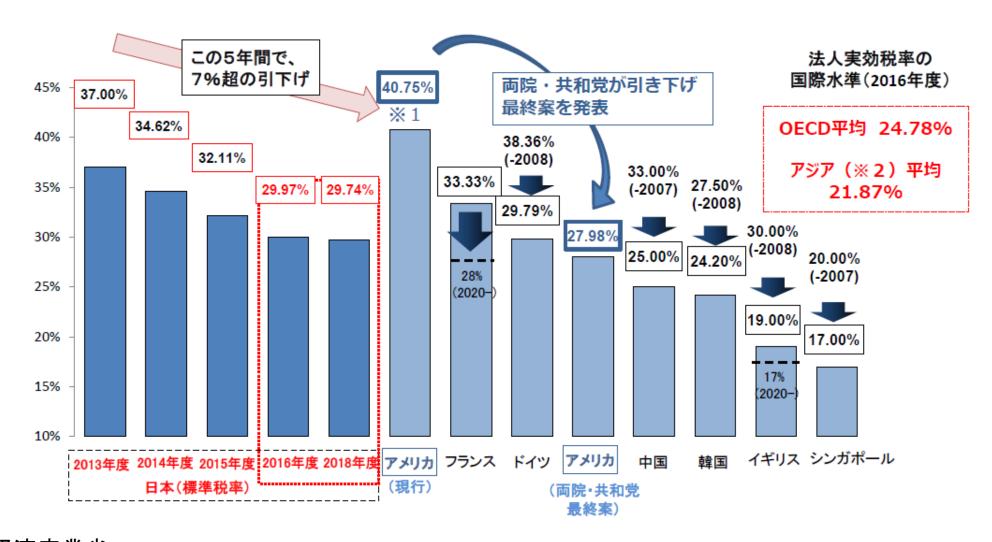
平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

#### [地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

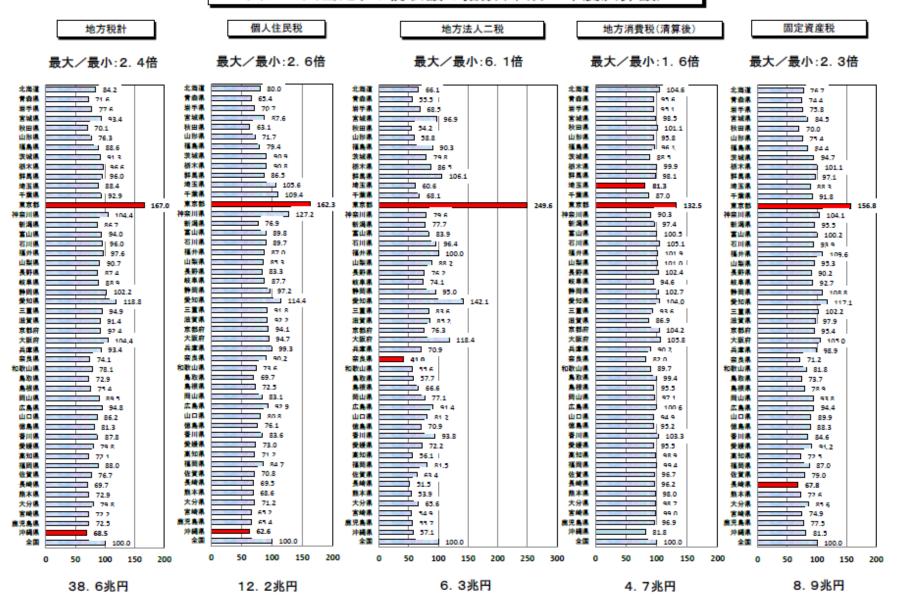
- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、<u>偏在性が小さく税収が安定した地</u> 方税体系の構築が原則。その上で<u>なお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税</u> 制度で対応することが原則。
- <u>地方法人特別税・譲与税制度</u>は、<u>将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭</u>に置きつつ、 <u>税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」</u> の暫定措置として創設された異例の措置。
- <u>地方法人課税</u>は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも<u>引き続き重要な役割を担</u> <u>うべき</u>。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
  - 法人住民税法人税割→ 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
  - ・ <u>法人事業税所得割</u> → <u>外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)</u> を目指すべき。

# 参考:法人税率の国際比較



出所:経済産業省 24

#### 人口一人当たりの税収額の指数(平成28年度決算額)



出所:総務省資料

# 他の税目の改革 政府税制調査会(2014年6月)

#### (a) 資本所得課税

 「法人所得課税は、個人所得課税の前取りとの性格を有するものであることから、法人所得課税の 減税を行う場合には、個人所得課税における資本所得課税の強化を検討すべきである。その際、 金融所得課税の一体化の流れ等に留意する必要がある。」

#### (b) 給与所得控除

- 「法人形態にすることでオーナー自身への給与等を損金に算入し、さらに個人段階では給与所得 控除を受けることができることが、「法人成り」の誘因の一つであることが指摘されている。給与所 得控除の水準を含めた検討が必要である。」
- (c) 住民税や固定資産税
- 「地方税については、行政サービスの受益に応じてその費用を広く分担するという考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税等について充実を検討すべきである。」

### 参考: 地方税の現代化

- 今回の政府税制調査会では地方税の見直しが進まなかった(例外は外形標準課税の拡充)
- □中期答申「、経済のグローバル化やデジタル化などが進展している。こうした様々な経済社会の構造変化によって生じる課題に対し、応益課税の原則や各税目の性格等を踏まえつつ、引き続き、地方税についても対応を検討していくことが必要である。」
- 現行の地方税は20世紀的
- □個人住民税(所得割)は<mark>前年所得課税</mark>⇒非正規雇用等の所得の不安定や短期滞在の外国人労働者等に 対応できない
- □自動車税・軽自動車税は<mark>排気量(エンジンの大きさ)に応じた課税⇒電気自動車(EV)の登場、「保有から利用」への変化に対応できない</mark>
- □法人二税(法人住民税・事業税)に依存した税体系(特に都道府県)⇒地域間の税収格差、税収の不安定に繋がる他、我が国の法人課税の「実効税率」(国税+地方税)が諸外国に比して高止まり
- □固定資産税の償却資産課税⇒企業の設備投資を阻害する他、無形資産の多いデジタル企業等との課税 上のバランスに欠く(応益負担に適わない?)

# 地方の課税自主権

### 超過課税とは?:教科書編

- 超過課税=標準税率(地方税法の定める税率)を超えた税率で課税すること
- ロ自治体の課税自主権の行使
- ✓法定外税(普通・目的)も地方の課税自主権の一つ
- 何のための課税自主権か?
- ▶地方の主体性=自らの負担を自らが決める
- ▶限界的財政責任=自治体が決めた支出の負担は「地域の会員」(住民・企業)で負う
- ✓本報告の強調点:超過課税の実態と課題は?



# 建前(通念)と実態

建前	地方の課税自主権は 限定的	地方税の税率が標準税率に満たない自治体の地 方債の発行は許可されない(地方財政法第5条)。
実態	課税自主権を発揮?	「公益、もしくはそれに準じる事由」があれば地方自治体は条例により不均一課税・減免措置を講じることができる(地方税法6条)

### 超過課税の現状

- 超過課税は法人課税(法人事業税・法人住民税)に偏重してきた
- ⇒法人課税に偏った「限界的財政責任」
- ▶法人課税負担の帰着=消費者(製品価格の上昇)・労働者 (賃金水準・雇用の減少)・投資家(配当等投資収益の低下)
- ⇒租税輸出=負担の一部は非居住者(住民以外)に波及= 転嫁・・・
- 住民に負担を求めた超過課税もあり
- ✓個人均等割への超過課税

#### イ 超過課税の規模(平成28年度決算)

#### 〇 道府県税

道	個人均等割	(37団体)	238. 8億円
道府県民税	所得割	(1団体)	26. 1億円
民	法人均等割	(35団体)	103. 1億円
棿	法人税割	(46団体)	1, 182. 0億円
法人	事業税	(8団体)	1, 600. 2億円
道府県税計			3, 150. 2億円

#### 〇 市町村税

市	個人均等割	(2団体)	16. 8億円
市町村民税	所得割	(2団体)	O. 7億円
民	法人均等割	(388団体)	163. 6億円
柷	法人税割	(997団体)	2, 827. 7億円
固定		(153団体)	351. 2億円
軽自動車税		(1団体)	4. 3億円
鉱産	棁	(31団体)	9百万円
入湯税		(3団体)	22百万円
市町	村税計		3, 364. 6億円

超過課税合計	6, 514. 8億円
--------	-------------

# 法人県民税特 例制度 : 使途途と税収

□ 超過課税対象 事業は超過課 税収入だけで 賄われている わけではない ⇒他の財源も充当



「お金に色はない」・・・⇒実態は一般財源?

#### 2. 法人県民税特例制度の趣旨・経緯

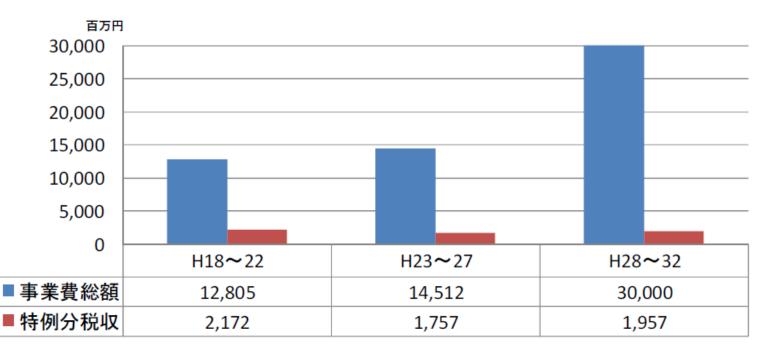
奈良県

#### 特例制度の趣旨・経緯

#### <制度の趣旨>

- ・<u>社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため</u>、法人県民税(法人税割) について昭和51年から<u>条例による特例制度の適用を実施</u>し、社会福祉施設整備基金に積み立てて活用
- 地方税法による標準税率を超える率(特例分 現在0.8%)について、中小法人等以外の法人(資本金額等が1億円以上又は法人税額1,000万円を超える法人)に対して期限を定めて(5年間、直近の適用期間はH23~27)課税し、特例分に当たる金額を社会福祉施設整備基金に積立

#### <次期5年間の特例分税収及び使途事業の見込>



## 森林環境税

### 森林環境税の概要

○ 我が国では、森林整備を主な目的とする地方の独自課税として森林環境税が導入されている。 いずれも住民税超過課税方式を採用し、税収は基金化し、森林整備等に活用している。

#### 森林環境税の概要

概要	森林整備を主な目的とした地方自治体の独自課税(森林環境税等)
課税対象	個人および法人
税率	課税方式は住民税(道府県民税・市町村税)均等割の超過課税 — 個人:400円~1,200円を上乗せ(20県が500円を上乗せ) — 法人:均等割額の5~11%を上乗せ(20県が5%を上乗せ)
実施状況	高知県(平成15年度導入)を皮切りに、全国35県・1政令市で導入(平成28年1月現在)
税収	1.7億円(高知県、平成26年度見込み)~39億円(神奈川県、平成26年度見込み)
使途	多くの自治体で基金化し、主に森林整備や普及啓発等の県独自の事業に活用されている。

#### 奈良県森林環境税

- ・課税方法・・・・「県民税均等割」に上乗せする方法
- ・税 率・・・・ 個人:年額500円、 法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

# 森林環境税の導入状況(平成26年度税収見込み)

#### 森林環境税の税率、税収額

(平成27年7月現在)

団体名	名 称	課税額(超過税率)		期限	税収
		個人	法人	州限	(億円)
岩手県	いわての森林づくり県民税	1000円	10%	平成28年3月	7.1
宮城県	みやぎ環境税	1200円	10%	平成28年3月	16.0
秋田県	水と緑の森づくり税	800円	8%	平成30年3月	4.5
山形県	やまがた緑環境税	1000円	10%	なし	6.5
福島県	森林環境税	1000円	10%	平成28年3月	10.7
茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	平成30年3月	16.0
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	平成30年3月	8.3
群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	7%	平成31年3月	6.2
神奈川県	水源環境保全税	約890円	ı	平成29年3月	39.0
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5%	平成29年3月	3.7
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	平成29年3月	3.7
山梨県	森林環境税	500円	5%	なし	2.7
長野県	長野県森林づくり県民税	500円	5%	平成30年3月	6.5
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1000円	10%	平成29年3月	12.0
静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	平成28年3月	9.7
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	平成31年3月	22.0
三重県	みえ森と緑の県民税	1000円	10%	なし	8.0
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	なし	6.4
兵庫県	県民緑税	800円	10%	平成28年3月	24.0
奈良県	森林環境税	500円	5%	平成28年3月	3.5

団体名	名 称	課税額(超過税率)		AND DES	税収
		個人	法人	期限	(億円)
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	平成29年3月	2.7
鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	平成30年3月	1.7
島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	平成32年3月	2.0
岡山県	森づくり県民税	500円	5%	平成31年3月	5.6
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	平成29年3月	8.3
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	平成32年3月	4.0
愛媛県	森林環境税	700円	7%	平成32年3月	5.3
高知県	森林環境税	500円	500円	平成30年3月	1.7
福岡県	森林環境税	500円	5%	平成31年3月	13.5
佐賀県	森林環境税	500円	5%	平成30年3月	2.4
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	平成29年3月	3.7
熊本県	水と緑の森づくり税	500円	5%	なし	4.8
大分県	森林環境の保全のための県 民税の特例	500円	5%	平成28年3月	3.2
宮崎県	森林環境税	500円	5%	平成28年3月	2.9
鹿児島県	森林環境税	500円	5%	平成32年3月	4.3
35県合計					282.6

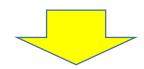
#### ※未導入都道府県:

北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、京都府、大阪府、徳島県、香川県、沖縄県

横浜市 横浜みどり税	900円	9%	平成31年3月	21.0
------------	------	----	---------	------

# 目的税の 帰結・・・

- ◆ 税収を超えて対象 事業費が拡大
- ✓ 基金残高は減少
- $\Rightarrow$
- □ 事業の継続は?
- □ 他の財源を充当?



限界的財政責任 =負担と受益のリンクは?

#### 奈良県森林環境税

(2) 使途事業

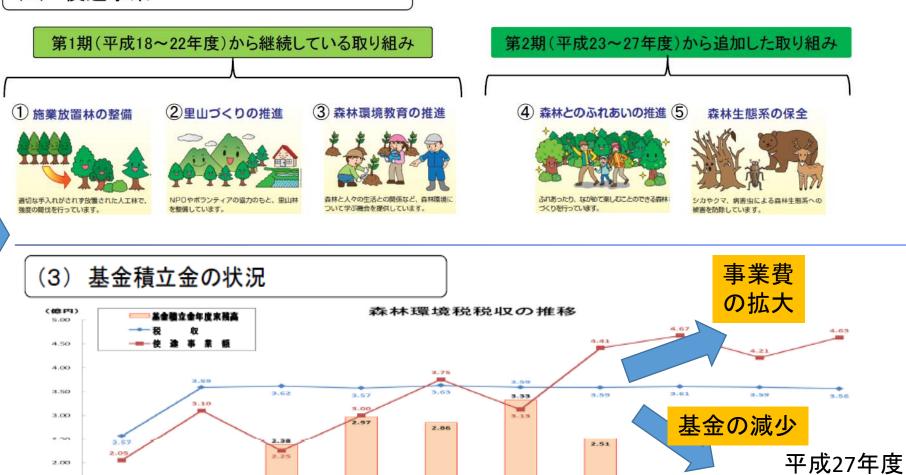
1.50

0.50

0.00

0.52

H1.9



H22

H21

に基金ゼロ

0.00

H2786

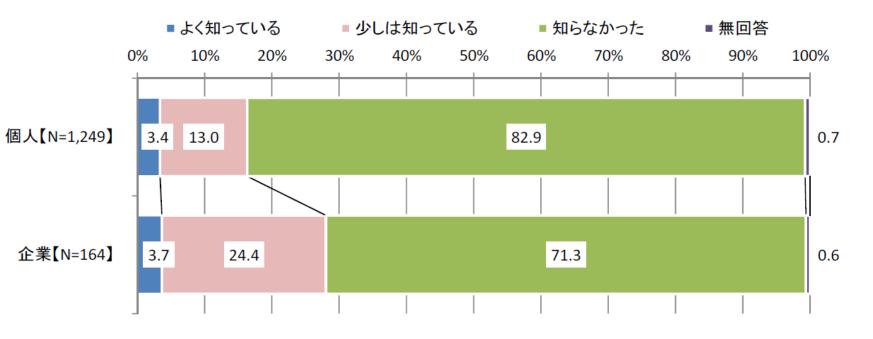
## 森林環境税への認知?

- 森林環境税への認知は高くない
- ✓ 森林環境税=均等割への超 過課税
- 住民・企業は超過課税=負担増を認識していない・・・
- ✓ 税額が余り高くないから・・・



- ・地域住民(個人・企業)の 対象事業へのコスト認識は?
- ✓ 住民不在の課税自主権?

#### 奈良県森林環境税のことを知っているか



#### 平成30年度地方税制改正(案)について

総 務 省 平成 29 年 12 月

平成30年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

#### 1 森林環境税(仮称)等の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

#### ◎ 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税]

納税義務者等:国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率:1,000円(年額)

賦 課 徴 収:市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

国への払込み:都道府県を経由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

そ の 他:個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等

に関して所要の措置

## 車体課税について

#### (参考) 平成29年度税制改正大綱

### 【車体課税の見直し】(抜粋)

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動 減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動 車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽 減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、 平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を 与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合 的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

## 車体課税の「近代化」

	成り立ち
自動車取得税	● 地方道路整備の緊急性から、自動車の
(昭和43年創設)	取得の際の担税力に応じて負担
自動車税	● 自動車を所有している事実に基づく <mark>担</mark>
(昭和15年創設)	税力及び道路損傷負担の両面から、所
軽自動車税 (昭和33年創設)	有者に税負担

- 担税力を<mark>排気量</mark>=エンジンの大きさで測定
- ⇒「外形標準的」資産課税・・・
- ✓ 他の税制では担税力は所得、資産、消費などの価値 (金額)でもって測られる
  - 自動車を所有している事実に基づく担税力 ⇒奢侈品としての自動車

新しい経済環境への適応



課税根拠		課税ベース
自動車保有=担税力ではない		車は奢侈品ではない=資産課税からの転換
新しい課税根拠	環境税	排気量(CO2)
	道路損傷負担	重量?

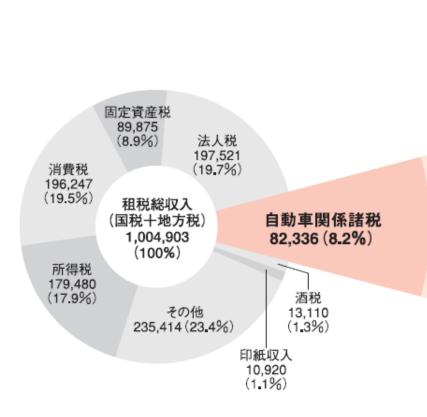
## 参考:諸外国の自動車税

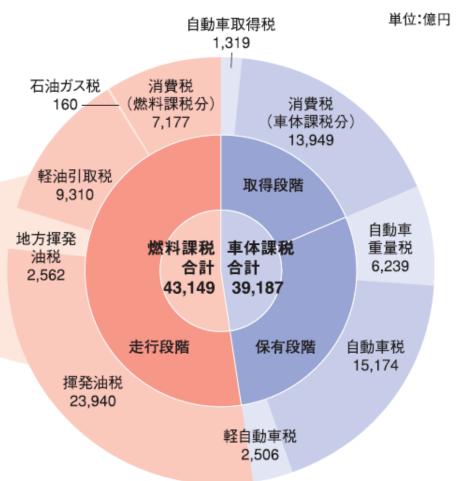
玉	ドイツ						<b>イ</b> ‡	ジリス			フラ	ンス		
税	取得時		保存	有時		走行時	取得時	保存	有時	走行時	取得	詩時	保有時	走行時
	ガソリン・ディーゼル車電動車													
税 金 名	\/A <b>T</b>	09年以	降登録車	09年以前	电到干	エカリギ - 荘			自動車		炭化水素油 //٨			松井北川 壬円
名	VAT	基礎課税	CO2 排出量に応 じた課税	排気量に 応じた課税	電動車 への課税	エネルギー税	VAT	物品税	物品税の追 加課税	税	VAT	登録税	乗用車税	燃料税
基課準稅	購入金額	排気量	CO2 排出量	燃料タイプ+ 排ガス性能	車体重量	燃料の 種類	購入金額	CO2 排出量	車体価格	燃料の 種類	購入金額	馬力	CO2 排出量	燃料の 種類
税額率・	標準税率 19%	2~9.5 (€/100cc)	基準値 超過分 2 (€/(1g/km))	6.75~ 37.58 (€/100cc)	€5.625 ~6.390 (10年間免 税)	47.00 ~65.50 (€/100l)	標準税率 20%	£0 ~2,000	£310 ~450	62 ~129.9 (£/100l)	標準税率 20%	€27 ~51.2 +パワートレイン 別減税	€160	10.85 ~65.94 (€/100l)

出所:経済産業省資料

### 自動車関係諸税の規模・種類

- □ 自動車関係諸税は、①車体課税と②燃料課税の2つがあり、合計で我が国の租税総収入の 約8%以上を占める重要な財源の一つ。
  - 2017 (平成29) 年度租税総収入の税目別内訳並びに 自動車関係諸税の税収額(当初)





出所:経済産業省

### 所有から利用への変化

- 新しい経済環境=若者の「自動車離れ」とライドシェア(海外の例:ウーバー)の普及
- ⇒所有から利用への転換
- 新たな課税根拠
- □(1)環境への配慮+(2)道路の利用(に伴う摩耗)に対する対価⇒取得・保有段階ではなく、利用に対する課税・料金
- ✓ 利用されない(車庫で眠った)自動車は大気汚染も道路の摩耗も起こさない・・・
- ✓ 電気自動車はエコではない・・・⇒電源からCO2を排出(例:火力発電所)
- ▶ 化石燃料に加えて電気使用を含む環境税
- ✓ 例:デンマーク「炭素税」、英国「気候変動税」⇒車体課税から環境税への税体系のシフト
- ➤ 応益負担=ICT技術(GPS等)を活用した道路の利用に対する料金賦課
- ✔ 例:英国の道路料金

# 欧州諸国におけるエネルギー税制による地球温暖化対策の概要

		デンマーク	オランダ*		イギリ	ス	F	イツ
税	目	炭素税	燃料税 (旧一般燃料税)	エネルギー税 (旧燃料規制税)	炭化水素油税	気候変動税	エネルギー税 (旧鉱油税)	電気税
主	な課税物件							
	ガソリン	0	_	_	0	_	0	_
	灯油	0	_	0	0	_	0	_
	軽油	0	_	0	0	_	0	_
	重油	0	_	_	0	_	0	_
	石炭	0	0	_	_	0	0	_
	LPガス	0	_	0	0	0	0	_
	天然ガス	0	_	0	0	0	0	_
	電力	0	_	0	_	0	_	0
	税対象とされる な用途	交通·事業· 家庭用	交通·事業· 家庭用	事業·家庭用	交通·事業· 家庭用	事業用のみ	交通·事業· 家庭用	交通·事業· 家庭用
	税段階 税義務者)	製造・輸入 (電力は供給)	製造·輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造·輸入	供給	製造・輸入	供給
施	行時期	1992 年導入 (既存のエネルギー税 とは別に導入)	1992 年 (既存の一般燃料課徴金を 旧一般燃料税に改組)	1996 年導入 (追加課税)	1993~99 年 (税率の大幅な引 上げ)	2001 年導入 (課税対象の 拡大)	1999 年 (2003 年まで段階的に 税率引上げ)	1999 年導入 (課税対象の拡大・2003 年まで段階的に税率引 上げ)

出所:財務省HP 44

## 使途について

第48表 石油関係諸税の税収と使途(2017年度予算)

税率		使途			石油関係対策の内訳				
70年	金額	%		金額	96	$ldsymbol{f eta}$		金額	96
			燃料安定供給対策	2, 779億円	6.3		石油備蓄関連	922億円	42.2
石油石炭税 (原油及び輸入石油製品)	6, 880億円	15.8				1	石油・天然ガス開発関連	924億円	42.2
2, 800円/kL			エネルギー需給構造高度化対策	4, 966億円	11.2	N	資源エネルギー外交関連	76億円	3.5
石油製品関税	25億円	0.1				1	精製・流通の構造強化	265億円	12.1
H THE STREET ST						М	ă†	2, 187億円	
石油ガス税 9,800円/kL	160億円	0.4	一般財源(国) *石油ガス税からその50%を充当	24, 045億円	54.1				
						1		金額	96
ガソリン税 53, 800円/kL	26, 502億円	60.8				١	エネルギー源の多様化等	1, 201億円	26.6
(揮発油税48,600円/kL)	(揮発油税23,940億円)					١ /	省工ネ推進関連	1, 580億円	35.0
(地方揮発油税5,200円/kL)	(地方揮発油税2,562億円)		一般財源(地方)	11, 952億円	26.9	1	温暖化対策関連	1, 732億円	38.4
軽油取引税	9, 310億円	21.4	*石油ガス税からその50%を充当				ă†	4, 513億円	
32, 100円/kL							(環境省分1,535億円は温暖	化対策関連等の	の内数)
航空機燃料税 18,000円/kL	669億円	1.5	空港整備等	669億円	1.5	$\rightarrow$	空港整備等(国)	520億円	
合計	43, 546億円	100		44, 411億円	100	t			

出所:環境省

## 課税段階について

	最上流課税	上流課税	下流課税
	化石燃料の輸入時点又は 採取場からの採取時点で の課税	化石燃料の製造場からの出荷 時点での課税	化石燃料の消費者への供給時点 での課税
課税物件(例)	・ 石炭、原油・輸入石油製 品、天然ガス (LNG)	・ 石炭、石油製品(ガソリン、 重油、軽油等)、都市ガス	・ 石炭、石油製品(ガソリン、重油、 軽油等)、都市ガス
課税標 準(例)	<ul><li>保税地域からの引取量、 採取場からの採取量</li></ul>	<ul><li>石炭:最上流と同じ</li><li>石油製品、都市ガス:製造場からの移出量</li></ul>	・ 石炭、石油製品、都市ガスの消費 量(又は消費者への販売量)
納税義 務者 (例)	<ul><li>保税地域からの引取者、 採取者</li></ul>	<ul><li>石炭:最上流と同じ</li><li>石油製品、都市ガス:製造者</li></ul>	• 石炭、石油製品、都市ガスの消費 者(又は消費者への販売者)
既存の 化石燃 料課税 の例	石油石炭税(国税)	揮発油税(国税)	<ul><li>・石油ガス税(国税)</li><li>・航空機燃料税(国税)</li><li>・軽油引取税(都道府県税)</li><li>(軽油の引取に対して課税)</li></ul>

出所:環境省

## ロード・プライシングの例

#### 表 ロンドンにおける都心部自動車流入抑制施策の概要

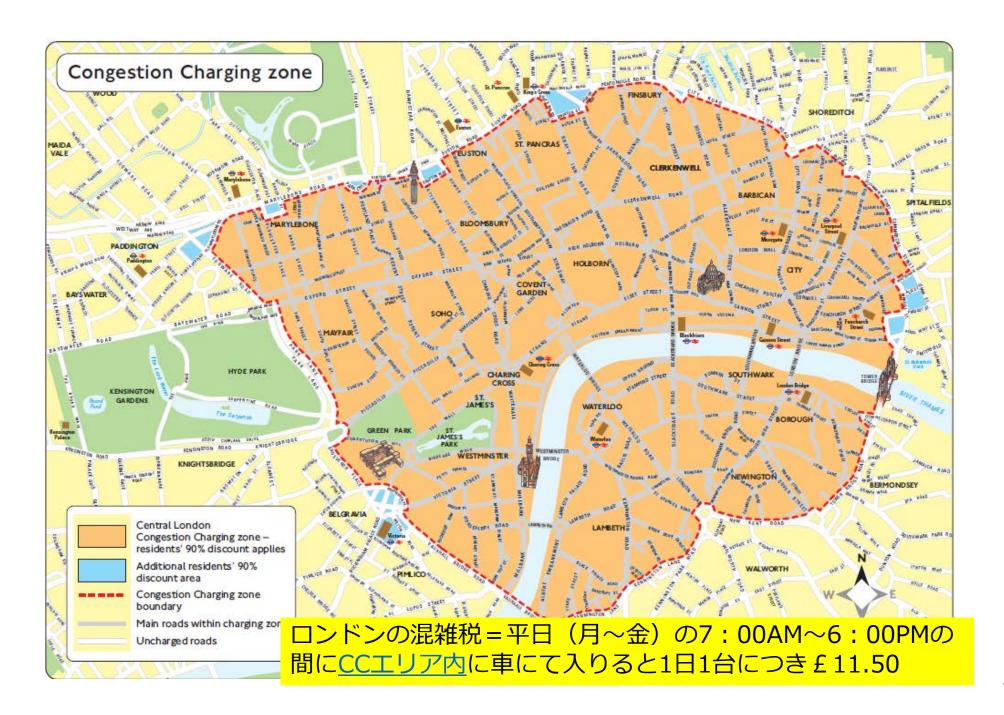
エリア	ロンドン都心部	
料金	10.5~14 イギリスポンド(約1,500~2,000 日本円、	2017年2月時点)
時間帯	平日午前7時~午後6時	
対象車	中心部へ流入するすべての車両 (減免対象あり)	
実施時期	2003年2月~	表 ストックホルム

### 実施方法

エリア周縁にカメラを設置し、 読み取ったナンバープレート から所有者に対して請求

#### 表 ストックホルムにおける 都心部自動車流入抑制施策の概要

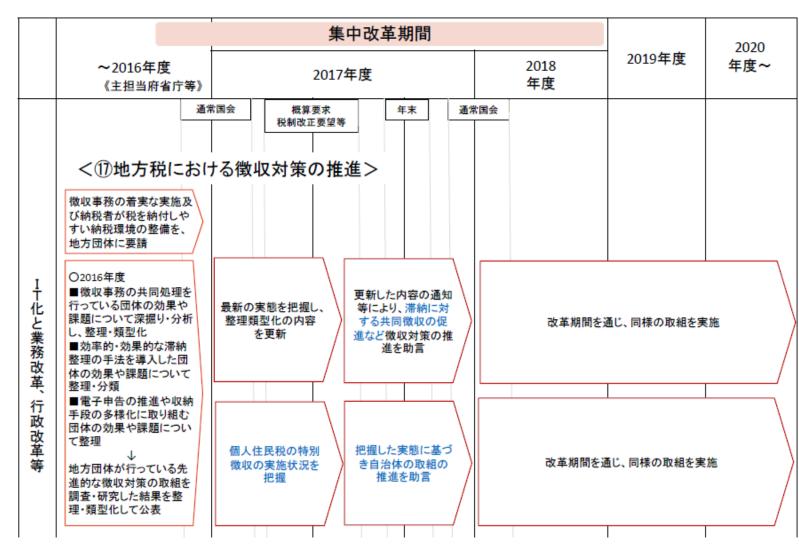
エリア	ストックホルム市中心部
料金	11~35 スウェーデンクローナ
	(約140~450日本円、2017年2月時点)
時間帯	平日午前6時30分~午後6時30分
対象車	中心部へ流入するすべての車両(緊急車
	両、バス、バイク等は除く)
実施時期	2006年1月~



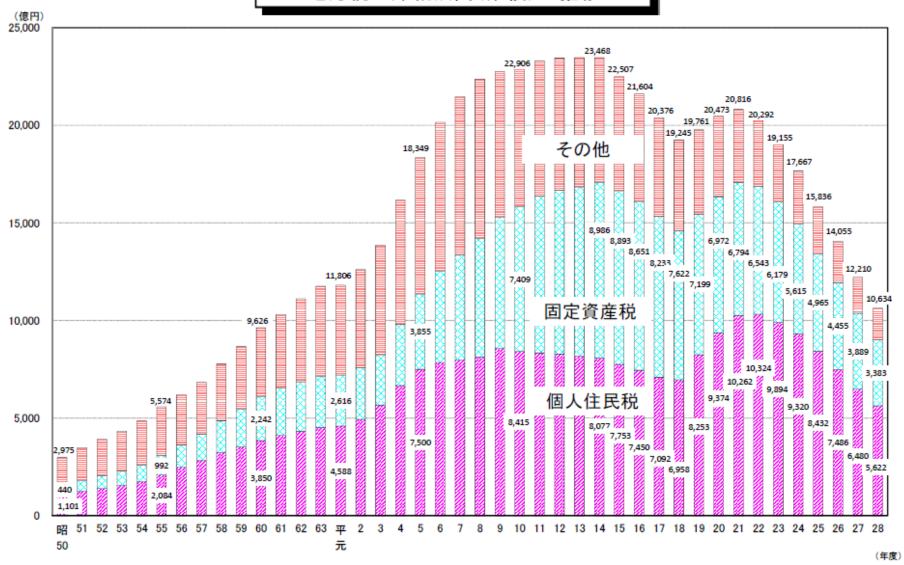
## 徴税の強化

### 徴税の強化

- 地方自治体の税収基盤の強化は課税自 主権の行使=超過課税・法定外税だけ ではない
- 取るべき税は取る=徴収対策
- ✓ 国レベル=BEPS(多国籍企業による節税)への対応
- 徴収強化は地方税への信認を確保する上でも不可欠
- > 滞納整理=債権回収
- ✓ 正直な納税者がバカを見ない仕組み
- ・自治体は徴税強化(滞納整理)に「及び腰」?



#### 地方税の滞納残高(累積)の推移



(注)4 女年度士三七月2期中攻婚私之由了攻婚无物的1 4。 期年公五代謝幼蝠特公三成又激幼婦不今針书女又

出所:総務省資料

#### ■ 徴収事務の共同処理について

用 1 注 見 籍 / 用 1 类 表 自 百 科 表 本 私 1 目 目 次	組織構成	市町村のみで構成	ă	直府県と市町村で構成	- 同組織での滞 税の徴収(H2	
22組織 (広域連合2、一部事務組合20) 〇 個人住民税を中心として市町村税の滞納 納案件を移管し、滞納処分まで移管先の 組織において実施。	業務	(滞納整理の実施、 個人住民税(個人道府県民税を含む)、	職員に対する研修など)	道府県税	課税に 関する業務 (申告の受付など)	
2組織 (広域連合2)	類型	<ul><li>○ 個人住民税を中心として市町村税の滞納案件を移管し、滞納処分まで移管先の組織において実施。</li><li>茨城租税債権管理機構</li></ul>	○ 市町村税の滞納等道府県税まで移管する ○ 任意協議会では、 ・ 県市職員を相互任・滞納処分まで行の名において実施。 ※任意協議会で滞納大阪府域地方税  2組織 (広域連合2) ○ 徴収業務のほか、	案件のみ移管する組織と る組織がある。 併任し、 う場合には、移管元の長 処分まで行う組織(16) <b>徴収機構</b> など 法人関係税・軽自動車税の	申告受付や税額の	

#### 鳥取県の取組事例

#### ◇事務の共同化

・県と全市町村の共 納地方 2~)

·県税徴収率は全国1位(6年 連続(H20~H25))、滞納額に 対する市町村の未処理率が約 10%低下

主な成果



|静岡地万税滞網整理機構(軽自の申告)



◆ 県の関与=広域化 ・個人住民税など県税 が関わる税目に限られ るケースが多い・・・

⇒固定資産税など市町 村単独の税目を対象に した県の関与は?

## 参考: 奈良モデル

#### 職員派遣型協働徴収

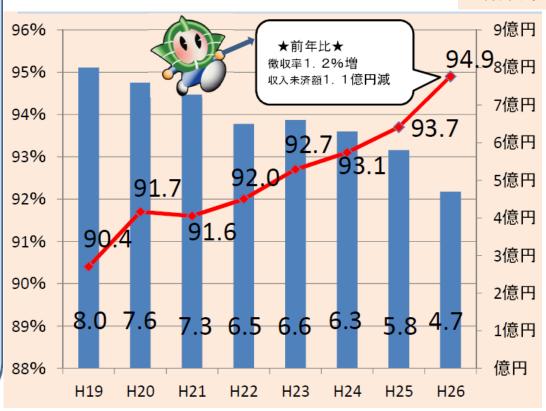
## 取組項目

- 1 奈良モデル(市町村連携の新たな徴収強化に向けた取組)の 推進による徴収強化
- ①職員派遣型協働徴収
- ②ネットワーク型協働徴収
- 2 随時派遣の実施
- 3 地方税第48条に基づく個人住民税直接徴収
- 4 不動産合同公売 (市町村・県税の一斉滞納整理 強化期間の充実)
- 5 人材育成(研修の実施)
- 6 個人住民税の特別徴収の推進

平成26年度徴収率(現滞・速報値) 派遣先 奈良市 93.3 (H25:92.7) 大和高田市 93.1 (H25:91.9) 香芝市 94.9 (H25:93.7)

■収入未済額

❤~徵収率



## ティブが必須

・県のイニシア

・県と市町村の 連携=徴収対策 の「広域化」

## 「望ましい地方税」

## 望ましい地方税

- 地方が課税自主権を行使するのに「望ましい地方税」の条件
- □応益原則
- ✓ 「地方税は地域社会の会費」としての地方税
- ✓ 受益の資本化⇒地価に反映
- ✓ 納税者にとって税負担が明瞭(=財政責任)⇒コスト意識の喚起
- □少ない偏在性⇔地域間財政力格差
- □固定性・安定性⇒安定的な財源確保
- ⇒住民と地方自治体が「正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢」を促進
- 具体的に望ましい地方税とは? ⇒固定資産税?
- 参考:諸外国においても固定資産税は地方の基幹税(例:英国カウンシルタックス)

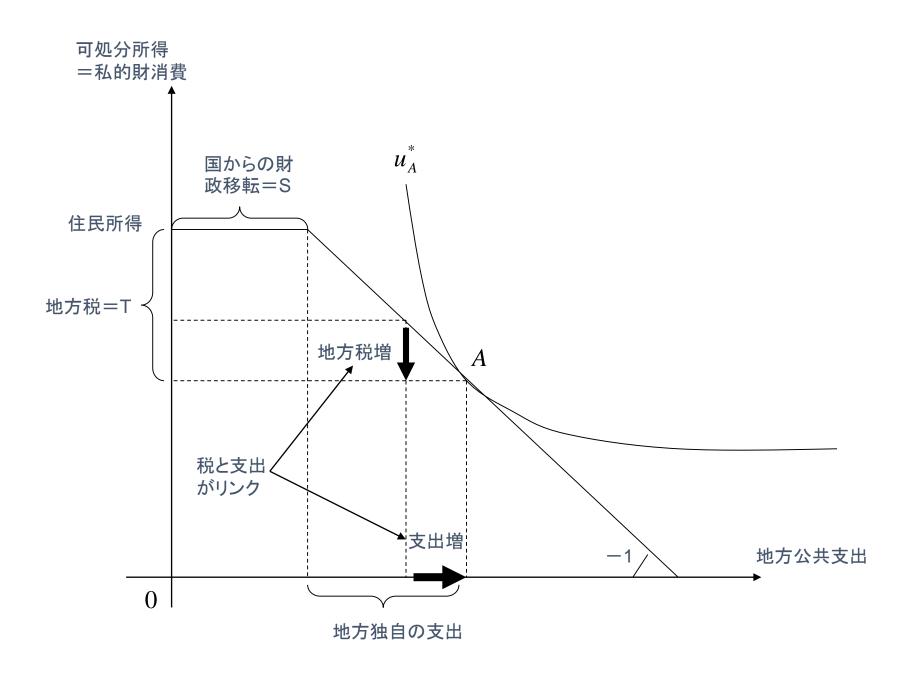
## 参考: 地方分権の「質」と「量」

- 量的分権化:「地方における歳出規模と地方税収の乖離を縮小」⇒税源移譲による垂直的財政力格差の是正(地方の自主財源比率の引き上げ)
- 質的分権化:地方の課税自主権(税率の選択、課税標準(控除、課税評価額)の決定、徴税)の強化
  - ⇒財政面における「自己決定権と自己責任」の確立
- 支出面では地方のシェアは6割強を占めるなど、我が国は「量的」には分権化
   ⇒ただし、国の関与・規制があるため「質」は伴わない。

### 再掲: 地方の財政責任:

- 地方の財政責任とは?
- □自治体が決めた支出の負担は「地域の会員」(住民・企業)で負う
- ✓ 住民に高い受益と高い負担、低い受益と低い負担の選択肢⇒自治体の財政を「自分事」に
- ✓ 全体的財政責任ではない・・・⇒国の決めた義務的支出・ナショナルミニマムは国が財源保障(補助金でファイナンス)
- 地方分権≠補助金カット





## 残余変数としての地方税

- 地方独自の支出の増加
  - 一地域住民からの要請による福祉・教育サービス等の拡充
  - 一割高な人件費、公共事業費等無駄な(住民に還元されない)支出
  - ⇒地方税負担に反映=「限界的財政責任」
- 地方支出増の財政的帰結が明確化⇒地方財政への住民の関心と監視を喚起
- 地方予算の「ハード化」
  - 「先決変数」としての政府間財政移転
  - 「残余変数」としての地方税
  - ⇔「ソフトな予算制約」

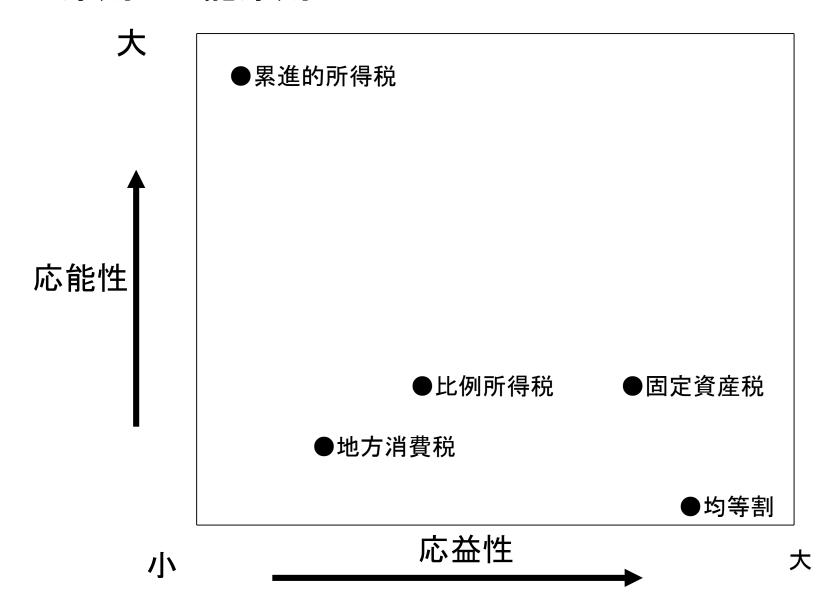
## 参考:課税自主権

- 「地方においてもまずは自ら汗をかいて行政改革に取り組み、・・・超過課税や法定外普通税・目的税などの課税自主権の活用・・・により歳入確保に努めることが必要」(政府税制調査会「わが国の税制の現状と課題」(平成12年7月14日)
- 「地方において法人所得に課税することについては、徴税しやすい税源に安易に依存していること・・・選挙権を持たない法人への課税は・・住民への説明責任を曖昧にする」(「経済社会の自足的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成17年7月))
- 「課税自主権の活用は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものであり・・・住民と 正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。」(政府税制調査会「少 子・高齢化社会における税制のあり方」(平成15年6月17日)

## 課税と公平感

- 税の公平感
- ▶ 応能原則=担税力に応じた税負担
- > 応益原則=受益に応じた負担
- 応能原則=所得再分配
- □応能原則に従えば個人住民税均等割(人頭税)は「不公平」でも、応益原則では「公平」
- 所得再分配が国の責任⇒地方税に求められる公平感は「応益原則」
- これまでの地方税改革(法人事業税の外形標準化・住民税のフラット化)でも課税の応益性が強調されてきた。

## 応益原則と応能原則



## 公平感の多面性

	応能原則	応益原則
個人住民税均等割(=住民に一 律課税)	低所得層にも同等の負担を課すの で不公平	皆が等しく受益するサービスへの 負担であれば公平
公的年金の世代間格差(受益と 負担の格差)	世代間再分配とみなせば受容でき るかもしれない	負担(社会保険料)に受益(将来 給付)が見合わないので不公平
対応する機能	再分配機能	資源配分
機能配分	国	地方(地方公共財)

## 応益原則の実際

- 税負担が受益に「対応」
  - ⇒ただし、受益と負担が厳密に(限界的に)一致しているわけではない。
  - ⇒応益課税≠公共サービスの価格づけ・目的税
- ・ 応益と応能の連続性:受益と負担の乖離が大きい(関連が希薄な)ほど、応益原則から乖離。⇒フラット化された住民税(所得割)は累進課税よりも「相対的」に応益性を持つ。
- 「説明責任」としての応益課税
  - ⇒税負担の根拠を納税者に明確化(受益するから負担するのか、担税力があるから負担するのか)⇒納税者からの「信認」・地方税への「評価」

## 国税と地方税の機能配分

• 国(中央)と地方の「比較優位」に基づいた機能配分

資源配分	地方公共財	地方自治体
	国家公共財	中央(国)
所得再分配		中央
経済安定化		中央



	政策目的
国税	財源確保 再分配=応能原則 経済成長の促進
地方税	財源確保 応益課税の徹底

## 望ましくない地方税

	帰結
税収の不安定性	公共財・サービス供給が不安定
税源の地域間偏在	地域間不公平
課税ベースの地域間移動	財政的外部効果(租税競争)と税収確保の困難
財政責任(応益原則)の欠如	放漫財政の放置